



第3期摂津市男女共同参画計画

～ウィズプラン～

摂津市

男女共同参画社会の実現をめざして

摂津市女性政策推進本部
摂津市長 森山一正

男女がともにその人権を尊重しつつ、社会の一員として責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性や能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」の実現をめざし、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから13年が経とうとしています。

この間、女性の社会参加を促す法の整備はある程度進みましたが、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識は根強く、個人の自立を阻む大きな要因となっています。

摂津市におきましては、国の法律制定に先駆け昭和62（1987）年3月に「せっつ女性プラン」を策定し、以後今日まで男女共同参画社会の実現をめざし、様々な取組みを進めてまいりました。

近年、少子高齢化の進展や労働の場における正規就労と非正規就労の格差拡大など、社会・経済情勢は急激に変化し、個人の生き方や価値観も多様化しました。しかし、また一方では東日本大震災を契機に、地域コミュニティのあり方が議論され始めるなど、社会全体の意識が時代の大きなうねりの中で、転換期を迎えつつあると言えるのではないのでしょうか。

こうした時代だからこそ、改めて男女共同参画社会の実現を男女双方の課題としてとらえ直し、引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応するため先のプランを見直し、今ここに平成24年度から33年度までの10ヵ年を計画期間とする「第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」を策定することとなりました。

男女共同参画社会を実現するためには、市民や事業者の皆様と行政それぞれが役割を担いながら、「協働」することによって、ともに進めていく必要があります。このプランがより実効性のあるものとなりますよう、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご提言をいただきました「摂津市女性政策推進市民懇話会」の皆様をはじめ、ご意見ご協力を賜りました皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成24（2012）年4月

目次

第1 計画の基本的な考え方

I. 計画の背景	2
II. 基本理念	5
III. 計画の概要	8
IV. 摂津市がめざす「協働の姿」	9
V. 摂津市における男女共同参画施策推進の仕組み	9

第2 施策の基本的方向

施策の体系	12
-------	----

施策の内容

基本的方向 I 男女共同参画社会へ向けての意識形成	16
基本的方向 II 男女共同参画社会へ向けての環境整備	19
基本的方向 III 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶	25

参考資料

用語解説	30
摂津市の現状	33
国際婦人年以降の国内外の動き	44
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	48
男女共同参画社会基本法	56
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60
摂津市女性政策推進本部設置要綱	64
摂津市女性政策推進市民懇話会設置要綱	66

第1 計画の基本的な考え方

I. 計画の背景

世界・国・府の動き

国連は、昭和50（1975）年を国際婦人年とし、女性の地位向上をめざして「世界行動計画」を採択しました。さらに昭和51（1976）年から昭和60（1985）年を国連婦人の10年と決め、その中間年である昭和54（1979）年には、男女平等の確立を目的とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、最終年の昭和60（1985）年には、具体的な措置を示した「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。平成7（1995）年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、女性のエンパワーメントや女性の人権尊重のために世界が取り組むべき課題の行動綱領と北京宣言が採択されました。

国はこれを受けて、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」を踏まえ、平成8（1996）年に「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。平成11（1999）年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、『男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題』と位置付け、男女共同参画社会形成の施策の基本となる事項を定めました。

そして、平成12（2000）年にニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、国は同年12月に男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」（平成17（2005）年12月改定・第2次）を策定しました。

さらに平成17（2005）年に開催された「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」では、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

そして、平成21（2009）年には、国連の女子に対する差別の撤廃に関する委員会から我が国に対する最終見解が示されたことを踏まえ、国は平成22（2010）年12月に第3次の「男女共同参画基本計画」を策定しました。

一方、平成13（2001）年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16（2004）年12月一部改正、平成20（2008）年1月一部改正）が施行され、平成15（2003）年7月には「次世代育成支援対策推進法」、同年9月には「少子化社会対策基本法」が施行、平成18（2006）年には「男女雇用機会均等法」が改正されるなど、男女共同参画社会をめぐる様々な法律の整備が進められ、男女の就労における機会の均等と公平な待遇の確保、仕事と家庭の両立支援、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントに対する認識の高まり等諸課題の解決に向けた取り組みが進められてきました。

大阪府では、こうした世界・国の動きを受け、平成3（1991）年9月に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」

を策定し、平成13（2001）年7月には男女共同参画社会基本法に基づく「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」（平成18（2006）年一部改訂）を策定するとともに、平成14（2002）年4月には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現を目指す指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。さらには、「おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えることから、平成23（2011）年5月に、平成27（2015）年为目标年次とする新たなプランを策定し、市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携、協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進するとしています。

このような女性の自立と地位向上を目指す世界や国・府の動きは、本市における計画策定の基本的な考え方の基盤となっています。

摂津市の取組み

本市では、昭和58（1983）年に女性問題解決の指針として「婦人の地位向上に関する摂津市施策要綱」を策定し、昭和62（1987）年に『男性・女性の共同参加社会をめざす「せつつ女性プラン」』を策定しましたが、社会情勢と市民のニーズの変化にともない目標年次途中の平成7（1995）年にプランの見直し（第1次改訂）を行い、女性関連施策の総合的な推進に取り組んできました。また、平成10（1998）年4月には、女性の自立並びに社会参加及び参画の促進を図り、男女共同参画社会の実現を目指す市民の活動拠点として「摂津市立女性センター・ウィズせつつ」を開設しました。

そして、平成11（1999）年6月、国において「男女共同参画社会基本法」が成立したことを受け、新たに摂津市男女共同参画計画「せつつ女性プラン」を策定し、さらに平成19（2007）年3月には、平成19（2007）年から平成23（2011）年の5ヵ年を計画期間とする「せつつ女性プラン（第2期）」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し様々な取組みを進めてきました。

特に、各種審議会等への女性の参画促進については、第2期計画の目標値35%の達成をめざし、平成20（2008）年2月「審議会等への女性委員の登用指針」を設け、女性が参画しやすい環境整備が図られるように努めましたが、目標年次を迎えた平成23（2011）年4月1日現在の各種審議会などへの女性の参画率は27.5%と目標の達成に至りませんでした。

また、計画策定に向けて平成22（2010）年11月に実施した「男女平等に関する市民意識調査」では、「固定的な性別役割分担」を否定する意見が初め

て全体の過半数を超えましたが、男女の「平等感」については、「平等」と感じる割合が未だ全体の20.7%に留まっています。この調査で、初めて「男性役割」に対し、重荷と感ずることを問いかけたところ、男性の49.5%が男性として求められる顕著な役割を重荷に感ずることが「ある」と回答しています。全体としては、少子高齢化や社会経済事情の悪化を受け、意識の高まりは感ずるものの、結果として男女の役割を固定化せざるを得ない環境にあるという意見が見受けられる結果となりました。

このような意識調査の結果を踏まえ、新たなプランの策定に取り組むため「摂津市女性政策推進市民懇話会」において平成23（2011）年3月以降ご審議いただき、同年11月に「摂津市における男女共同参画施策推進のための提言」を受け、さらには計画の素案を市民に公表し意見募集を行いました。

今日の少子高齢化、国際化、高度情報化の進展等、社会経済の急速な変化に対応するためには、男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行も見直し、意識改革にあたるとともに、それを実行するための環境づくりがさらに強く求められています。そこで、先の計画の一部を見直して本計画を策定し、さらに男女共同参画社会の実現を目指すものです。

なお、この計画に先立ち、平成17（2005）年4月から「摂津市立女性センター・ウィズせつつ」を「摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつ」に名称変更を行い、また、平成22（2010）年7月には、阪急京都線「摂津市」駅前に開業のコミュニティプラザ内に移転し、男女共同参画社会の実現を目指し、センターとパートナーシップを發揮する市民団体との協働事業の展開等、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施主体としてさらに充実を図っています。

Ⅱ. 基本理念

男女の人権の尊重

日本国憲法には、「性別によって差別されない」ということが明記されています。しかし、現実の生活において男女の実質的な平等が実現されているとは言えません。私たちは、男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女がともに一人の人間として持てる能力を發揮できる機会の確保に努める必要があります。

男女平等、女性の人権確立をめざした昭和50（1975）年の国際婦人年とそれに続く国連婦人の10年は、女性の地位向上をめざす世界的な動きを大きく強くしました。

昭和60（1985）年に我が国が批准した「女子差別撤廃条約」ではその前文において、男女の固定的な役割の変更が完全な平等の達成に必要であると言っています。さらに、同条約は、国際平和と安全の強化が社会の進歩・発展を促し、ひいては、男女間の完全な平等の達成に貢献することを確認しています。

第4回世界女性会議において採択された北京行動綱領では、女性の地位向上と男女平等の達成は人権の問題とされ、女性のエンパワーメント、政策決定の場等へ参画することが、女性が平等に社会の「平等・開発・平和」を達成するための基本とされました。あらゆる分野で男女両性の自立と対等な参加を進めることにより、平和で生き生きと活力に満ちた社会を築いていこうというものです。

男女の対等な参加をなくしては社会の調和ある発展も平和の維持も困難です。だからこそ、女性の社会参加を、とりわけ政策や方針を決定する場への参画を進めなければなりません。そして、これを阻む固定的な性別役割分担意識と女性の能力に対する偏見の解消を図っていくことが必要です。そこで、わが国においても、男女平等に向けて男女共同参画社会基本法の施行や男女共同参画基本計画の策定が行われました。

また、女性に対する暴力は、あらゆる形態で生じており、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。とりわけ、家庭内の問題として潜在化し、発見が困難であった配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、またその多くは経済的に自立が困難であるのが実情です。女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、女性に対する人権侵害であり、男女平等の妨げになるものです。そして、子どもの目の前で暴力が振るわれることは、子どもの成長にとっても多大な影響を及ぼします。これらの状況から、被害者保護に対するより一層の取組みが必要です。

男女が互いの違いを認め合いながら人間として、個人として尊重される社会、そしてあらゆる分野において性別による権利侵害を許さない社会、すなわち女性も男性も性別にとらわれることなく自らの自由な意思で自らの生き方を選択

し、持てる能力を十分に発揮しながら個性を輝かせることのできる社会の実現が求められています。男女共同参画社会の実現はこのような求めに応じるものであり、男女共同参画施策を進めるにあたっては、人権尊重の視点を基礎において取り組むものです。

男女の共同参画による新しい社会の創造

経済や社会情勢の変化は急速に進み、少子高齢化の進展、家族形態の変化などに伴い、人々の生き方や価値観も多様化しています。

社会が男女両性によって構成されているにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識により生き方を制約されることになり、個人の自立を阻む大きな要因となっています。この考え方を変革し、女性が仕事や各種の社会活動を通じて社会参加することを進め、女性の可能性を開拓することが必要であり、とりわけ女性が働くことについては、これを基本的人権にかかわる問題として、女性が差別されずに働けるように条件の整備を図っていく必要があります。そして性別を問わず、自分自身の人生を主体的に選択し、社会のなかで自らの持てる能力を発揮して生きることができる社会にするためには、一人ひとりの自立が達成されなければなりません。

また、日本経済が長期的に低迷を続ける中、完全失業率は高い水準で推移し、労働の場においては、近年「正規雇用」と「非正規雇用」の格差が拡大するとともに、特に男性は長時間労働の主たる担い手として家庭生活や地域生活をも奪われているという現実があり、このことが少子高齢化を進展させる要因の一つになっていると言えます。

さらには、不安定就労が女性や若者を直撃し、貧困、地域での孤立化など、様々な生活上の困難に直面する人達が急増しています。特に女性は相対的貧困率が高く、母子家庭や高齢女性でその傾向が顕著となっています。生活上の困難は、配偶者等からの暴力や児童虐待に繋がることも懸念されることから、非常に深刻な問題です。次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組みを進めるとともに、また様々な人権問題との複合的な要因からさらに深刻な状況に置かれている場合があることにも留意しなければなりません。

また、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちに地域コミュニティの在り方や防災・復興における男女共同参画の視点の重要性を再確認する機会となるとともに、この震災の中でも配偶者からの暴力や性暴力が起こっていたという事実にも注視しなければなりません。

このような急激な社会状況の変化に対応するため、社会環境を整備していくにあたっては、女性の意見を反映させることが不可欠であり、まちづくりや政策・方針決定の場など市政への男女の対等な参画を進めていくことが最重要課題であるとともに、男女がともに仕事と家庭・地域生活全般のバランスを図ることのできる男女両性のワーク・ライフ・バランス社会の実現が求められています。

男女が職場や家庭、地域などのあらゆる場で責任を共に担い、共に政策・方針決定の場へ参画し、生き生きと輝いて暮らすことができる社会の実現に向けて施策を進めて行きます。

Ⅲ. 計画の概要

計画の性格

この計画は、本市における男女共同参画社会形成のための基本方針を示すものであり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定したものです。策定にあたっては、摂津市女性政策推進市民懇話会からの提言ならびに男女平等に関する市民意識調査の結果を踏まえるとともに、市民からの意見・提言の反映に努めました。

この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」並びに「第4次摂津市総合計画」をはじめとする市の諸計画との整合性を図りながら推進するものです。

また、社会制度や慣行の見直し、意識改革に取り組まなければならない諸課題が残っていることから、特に「女性」に視点を置いた計画の性格を継続させながら、意識改革・環境整備・女性特有の課題という3つの視点から男女共同参画社会の実現に向けて取り組むものであり、計画の推進に当たっては、市民・事業者の主体的な取り組み及び行政との協働を期待するものです。

なお、基本的方向Ⅲの課題2、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」に基づく、本市の基本計画に位置づけています。

計画の期間

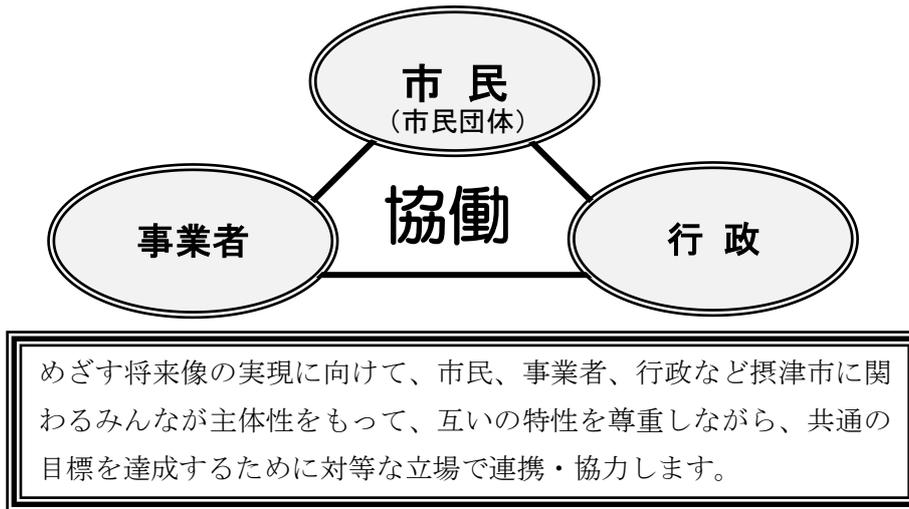
これまでの計画の流れを踏襲するものであるため、第3期摂津市男女共同参画計画とし、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間とします。

計画の進行管理

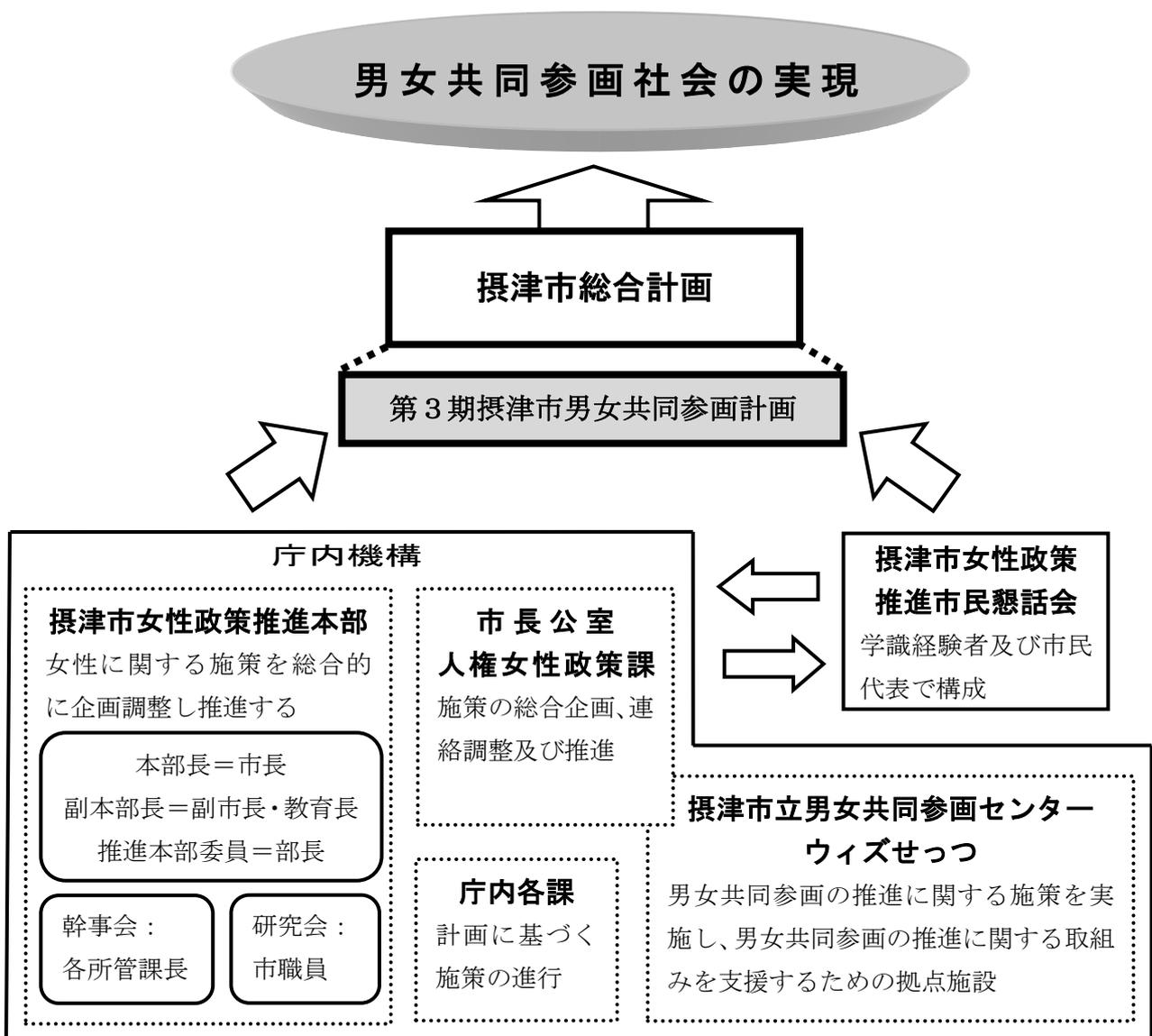
おおむね前期5カ年、後期5カ年とし、社会状況の変化や新たな課題が生じた場合には、中間年で見直しを図ります。

計画の進行状況の把握のため、基本課題ごとに最重点の推進項目を定め、毎年次の状況を把握し、公表します。

IV. 摂津市がめざす「協働の姿」



V. 摂津市における男女共同参画施策推進の仕組み



第2 施策の基本的方向

施策の体系

基本的方向Ⅰ 男女共同参画社会へ向けての意識形成

基本課題1. 男女共同参画についての意識改革の促進

重点施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見の解消

施策の方向性

- ①市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進します
- ②すべての世代にとっての男女共同参画への意識啓発の機会を積極的に拡充します
- ③市民からアクセスしやすく、見やすい男女共同参画関連情報を提供します

基本課題2. 男女平等教育・学習の推進

重点施策

- (1) 子どもの頃からの男女平等についての教育・学習の推進
- (2) 男女平等意識に基づき主体的な生き方を選択できるような教育・学習機会の充実

施策の方向性

- ①就学前教育・学校教育における男女平等教育を推進します
- ②家庭・地域等における男女平等意識の育成に努めます
- ①女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します
- ②男女共同参画の視点に立った生涯学習を促進します

基本的方向Ⅱ 男女共同参画社会へ向けての環境整備

基本課題1. あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点施策

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- (2) 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進
- (3) 地域防災・環境分野における男女共同参画の促進

施策の方向性

- ①審議会などへの女性の参画を促進します
- ②女性職員・教職員の職域拡大と登用を促進します
- ③主体的に行動できる女性の人材を育成するとともに、活用する機会の提供に努めます
- ①男女共同参画による地域コミュニティ組織づくりを促進します
- ②NPOなど市民活動団体との協働を推進します
- ①男女のニーズの違いに配慮した防災対策を推進します
- ②環境分野における市民活動を支援します

基本課題2. 労働における男女平等の推進

重点施策

- (1) 職場における男女の均等待遇の実現と女性の就労の支援
- (2) 多様な働き方における労働条件の向上への取組み
- (3) ワーク・ライフ・バランス（労働と家庭・地域生活との調和）の実現が可能な環境の整備

施策の方向性

- ①女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します
- ②ポジティブ・アクションを推進します
- ③労働に関する調査及び情報の提供を行います
- ④セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策を推進します
- ①パートタイム・派遣労働者及び事業主等への啓発と相談を充実します
- ②女性起業家の育成及び女性事業主に対する支援に努めます
- ③自営業に従事する女性を支援します
- ①ワーク・ライフ・バランスを浸透させ、実現可能な労働環境の整備に努めます

基本課題3. 男女の自立を支える福祉環境の整備

重点施策

- (1) 男女がともに子育てや介護を担えるような支援の充実
- (2) 様々な困難な状況を抱える市民のセーフティネットとしての総合的な支援の充実

施策の方向性

- ①子育て・介護サービスを充実します
- ②家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します
- ③地域における子育て・介護を支援します
- ①各種相談窓口の連携を強化し、相談者にとってのワンストップ化をめざします
- ②若い世代が将来地域を支える力となれるよう、支援します
- ③地域社会における福祉の充実を図ります

基本的方向Ⅲ 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本課題1. 生涯を通じた女性の健康支援

重点施策

(1) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
についての啓発

(2) 心身の健康保持及び相談窓口の整備

施策の方向性

- ①母子保健を充実します
- ②いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育を充実します
- ③性と生殖に関する健康と権利の尊重について情報提供を行います

- ①健康に関する相談窓口を充実します
- ②ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します
- ③薬物などによる健康被害の防止に努めます

基本課題2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点施策

(1) 暴力防止に向けた教育・啓発の推進

(2) 配偶者等からの暴力に対する支援体制の充実

(3) 性暴力被害者への支援

施策の方向性

- ①女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います
- ②各関係機関との連携による啓発を促進します
- ③メディアにおける女性の人権を尊重します

- ①安心して相談できる体制を充実します
- ②大阪府等他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します
- ③被害者の自立支援の充実に努めます
- ④児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します

- ①性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います

施策の内容

基本的方向	I	男女共同参画社会へ向けての意識形成
--------------	---	-------------------

基本課題	1	男女共同参画についての意識改革の促進
-------------	---	--------------------

少子高齢化の進行に歯止めがかからない社会状況において、「男は仕事」「女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識に縛られていることが男女双方にとって生きづらさの元になっています。どちらか一方の性に偏って期待されてきた様々な役割を男女が共に担える社会のシステムにしない限り、男女の構造的な力関係や、経済力の不均衡はなくなり、豊かで活力ある社会を実現することはできません。

男女共同参画社会の実現をめざすことが、市民一人ひとりが豊かにそして幸せにくらすことにつながる身近な課題として捉えられるよう、男女はもちろんのこと、子どもから高齢者までの全ての世代、またあらゆる立場の人たちに必要な取組みであることの認識を広めることが必要です。

重点施策	(1)	固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見の解消をめざします
-------------	-----	--------------------------------------

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進します
---	--

男女共同参画社会の実現をめざすためには、市職員が男女共同参画の意識を持って施策を進めることが必要です。男女共同参画に対する職員研修等の機会の充実を図り、全ての施策のベースに男女共同参画の理念が組み込まれるよう意識啓発に努めます。

②	すべての世代にとっての男女共同参画への意識啓発の機会を積極的に拡充します
---	--------------------------------------

すべての世代が男女共同参画を自らの課題と認識し、特に男性にとっての男女共同参画への意識啓発に取り組みます。性差による固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見を解消するための啓発を促進します。

③	市民からアクセスしやすく、見やすい男女共同参画関連情報を提供します
---	-----------------------------------

男女それぞれの立場から男女共同参画社会の実現をめざして取り組めるよう資料の収集・整備を行っていきます。男女共同参画に関する情報を他機関から収集し、啓発冊子、広報紙、HPなどを活用し提供していきます。市の広報、HPにおいて、男女共同参画の視点に立った表現が用いられるよう努めます。

基本的方向	I	男女共同参画社会へ向けての意識形成
--------------	---	--------------------------

基本課題	2	男女平等教育・学習の推進
-------------	---	---------------------

男女共同参画社会を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、性別にとらわれず、個人としての人権尊重に基づく男女平等を推進する教育・学習の充実を図っていく必要があります。

次代を担う子ども達が将来に向けて主体的に生き方を選択できる能力を身に付けるためには、幼少期からの男女平等教育の推進とともに、家庭教育、さらには地域・学校等社会全体が子ども達を育み、見守ることができるような取組みが必要です。

また、積極的な社会への参画を促すために、女性に対するエンパワーメントの機会の充実を図るとともに、男性に対しては、男女共同参画を進めることが男性にとっても生きやすい社会に繋がるということの理解を深めてもらい、より積極的に家庭・地域生活に関わってもらえるような取組みを推進する必要があります。

重点施策	(1)	子どもの頃からの男女平等についての教育・学習を推進します
-------------	-----	-------------------------------------

担当部局	次世代育成部・生涯学習部
-------------	--------------

施策の方向性

①	就学前教育・学校教育における男女平等教育を推進します
---	-----------------------------------

男女共同参画社会を実現する上で、就学前教育、学校教育の果たす役割は重要です。子どもに接することの多い教職員の言動は子どもに大きく影響します。対応する教職員は男女平等について、十分な認識をして保育・教育を行わなければなりません。教職員に対し、男女共同参画への理解と認識を深めるための研修を充実していきます。児童生徒が主体的に学び・考え、行動する態度を養う学習となるよう、指導内容や指導方法の工夫改善に努めます。男女平等教育に関する教材プログラム・情報の提供、市民グループによる出前ワークショップなどにより推進に努めます。

②	家庭・地域等における男女平等意識の育成に努めます
---	---------------------------------

男女共同参画を進めるためには、家庭教育が重要であり、また地域全体で意識を醸成することが必要です。家庭における固定的な性別役割分担意識を見直すために、家庭や地域などにおいて、子どもに接する全ての人が子どもの個性を尊重できるよう、男女平等意識の育成を図ります。

重点施策	(2)	男女平等意識に基づき主体的な生き方を選択できるよう、教育・学習機会を充実します
-------------	-----	---

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します
---	--------------------------------------

女性が自分自身の多様な目的と幅広い視野を持って学習に参加できるよう働きかけ、自分の持っている権利を知り、活用する能力を身につけるとともに社会参加・参画につながる学習の機会をさらに充実します。

②	男女共同参画の視点に立った生涯学習を促進します
---	-------------------------

各公共施設における講座等において、男女平等教育を視野に入れ学習内容を充実するとともに、性別や年齢などに関わらず、誰もが参加しやすい環境（学習機会の提供）づくりに取り組みます。

基本的方向	Ⅱ	男女共同参画社会へ向けての環境整備
--------------	---	--------------------------

基本課題	1	あらゆる分野への男女共同参画の促進
-------------	---	--------------------------

職場や地域など、あらゆる分野に女性の意見を反映させ、男女が共同して社会形成にかかわっていくことは社会にとっても必要なことです。しかし、いまだに政策や方針決定の場に女性の参画が少ないのが現状です。男女共同参画社会を実現するために、あらゆる分野において、男女が社会のパートナーとして、政策・方針の決定に参画できるようにしなければなりません。

一方、行政においてもバランスの取れた市政運営と市民サービスの充実のためには職員が個々の能力を生かしながら施策を進めることが重要であり、様々な分野への女性職員の配置や登用が必要です。女性への偏見を無くし、男女がともに責任を担っていけるよう、男女共同参画を推進します。

重点施策	(1)	政策・方針決定の場への女性の参画を促進します
-------------	-----	-------------------------------

担当部局	全部局
-------------	-----

施策の方向性

①	審議会などへの女性の参画を促進します
---	---------------------------

審議会等への女性の参画目標を35%と定め、「審議会等への女性委員の登用指針」に基づき、その達成に努めます。登用を進めるために女性の人材を把握し、その情報提供を行います。

②	女性職員・教職員の職域拡大と登用を促進します
---	-------------------------------

男女が職務上の対等なパートナーとして能力を発揮できるように、女性の市職員、教職員の職域拡大を図り、性別の偏りを改善するとともに、管理監督者への登用を促進します。

③	主体的に行動できる女性の人材を育成するとともに、活用する機会の提供に努めます
---	---

研修や講座等を通して技能を身につけ、主体的に行動する女性の人材育成に努めるとともに女性が審議会等様々な活動に参画し、リーダーシップを発揮できるよう、活用の機会の提供に努めます。

重点施策	(2)	地域活動・社会活動における男女共同参画を促進します
-------------	-----	---------------------------

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	男女共同参画による地域コミュニティ組織づくりを促進します
---	------------------------------

住民参加による地域活動やネットワークづくりは、地域力を高め、安心して暮らすことができる生活の基盤作りにつながります。地域活動に女性の意見を反映させるために、市内の各種団体の会長・役員に女性の参画を図るように啓発します。市が主催する講座、会議等において、乳幼児を持った親が参加・参画できるようお子さんの一時預かりの実施を推進します。また、男女共同参画社会の実現をめざす市民団体の活動を支援するとともに、市民が様々な活動に参加できるよう情報や学習機会等の提供に努めます。

②	NPOなど市民活動団体との協働を推進します
---	-----------------------

男女共同参画社会づくりのための諸課題の解消に向け、NPOの地域活動への女性の参画を促進するとともに、その活動を支援します。NPO設立等に関して必要な情報等の提供を行うとともに、活動を活性化させるため協働して事業を実施するなど連携を強化します。地域における様々な課題の解消に向け、ジェンダーの視点を持つ市民に対して活動の支援や場の提供により、市民との協働を進めます。

重点施策	(3)	地域防災・環境分野における男女共同参画を促進します
-------------	-----	---------------------------

担当部局	総務部・生活環境部・消防本部
------	----------------

施策の方向性

①	男女のニーズの違いに配慮した防災対策を推進します
---	--------------------------

地域防災活動の場において、男女共同参画の視点に立った体制作りに取り組みます。地域防災の組織運営や活動の進め方において、男女共同参画を進め、地域の実情やより女性のニーズに配慮した防災対策を推進します。

②	環境分野における市民活動を支援します
---	--------------------

ごみの分別や減量化、節電、環境美化などの諸活動に男女が積極的に参画することができるよう情報の提供や支援を行います。

基本的方向	Ⅱ	男女共同参画社会へ向けての環境整備
--------------	---	--------------------------

基本課題	2	労働における男女平等の推進
-------------	---	----------------------

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、労働者が性別によって差別されることなく、その能力を十分に発揮することが出来る雇用環境を整備することは、我が国が将来にわたって経済社会の活力を維持していくうえで重要な課題です。

働き方の多様化が進み、労働に関する法整備も進む中、雇用の場に未だに存在する男女格差を解消し、男女が平等な立場で仕事ができる社会を目指します。あわせて、女性が働き続けるために、再就職などのチャレンジが可能となるよう支援に努めます。

また、男女がともに仕事と家庭・地域の生活をバランスよく両立することが出来る社会の実現が重要であり、市においても男女共同参画にふさわしいモデル職場づくりを目指します。

重点施策	(1)	職場における男女の均等待遇の実現と女性の就労支援に努めます
-------------	-----	--------------------------------------

担当部局	全部局
-------------	-----

施策の方向性

①	女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します
---	------------------------------------

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジやキャリアアップを目指す女性に対して、能力や技能を修得する機会や情報提供を行うとともに、性別や年代により差別されることがないように啓発します。

②	ポジティブ・アクションを推進します
---	--------------------------

市がポジティブ・アクションのモデル職場となるよう努めます。また市内中小企業においても、ポジティブ・アクションが推進されるよう啓発に努めます。

③	労働に関する調査及び情報の提供を行います
---	-----------------------------

男女が均等な雇用の機会を得られ、また均等待遇を受けられるよう労働に関する意識調査や資料の収集・整備と情報の提供を行います。特に女性に対して就労の機会を増やすために情報の提供を行います。

④	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策を推進します
---	--

市においては、セクシュアル・ハラスメント防止指針に基づき、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組みを促進します。相談窓口の充実や情報提供、研修、啓発等による防止を図るとともに、「モデル職場」としてセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みます。企業・学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止するための啓発を推進するとともに、対処方策等の情報提供に努めます。

重点施策	(2)	多様な働き方における労働条件の向上に取り組みます
-------------	-----	--------------------------

担当部局	市長公室・生活環境部
------	------------

施策の方向性

①	パートタイム・派遣労働者及び事業主等への啓発と相談を充実します
---	---------------------------------

本市には中小企業が多いことから、パートタイム労働法、派遣労働法等の周知を図るとともに、大阪府をはじめとする関係機関との連携を深めながら事業主や労働者のための相談を実施します。

②	女性起業家の育成及び女性事業主に対する支援に努めます
---	----------------------------

起業にかかる講座を実施するとともに必要な知識などの情報提供を行い、チャレンジできるような機会の提供に努めます。融資制度に代表される財政的な支援制度等の実施や情報提供を行います。

③	自営業に従事する女性を支援します
---	------------------

商工業の自営業に従事する女性が主体となって取り組むことができるよう啓発します。エンパワーメントするための相談の場を提供します。

重点施策	(3)	ワーク・ライフ・バランス（労働と家庭・地域生活との調和）の実現が可能な環境の整備に努めます
-------------	-----	---

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	ワーク・ライフ・バランスを浸透させ、実現可能な労働環境の整備に努めます
---	-------------------------------------

ワーク・ライフ・バランスの重要性について、市民や事業所に周知、啓発します。市においても、男性職員が育児・介護に積極的に関わるよう促すとともに、育児・介護休暇の取得にあたっては、男女がともに理解し、協力し、支え合うことができる職場風土の醸成に努め、男女共同参画のモデル職場となるよう努めます。

基本的方向	Ⅱ	男女共同参画社会へ向けての環境整備
--------------	---	--------------------------

基本課題	3	男女の自立を支える福祉環境の整備
-------------	---	-------------------------

少子高齢化や国際化が進行する中、家族形態はますます多様化しています。しかしながら、育児の主たる担い手は依然として女性に偏っており、家庭や地域において母親が一人で育児不安を抱え込んでいたり、就労への道を閉ざされたりしています。子育てに男性が積極的に関わられるよう啓発を推進するとともに、子育てに関する相談や交流など、多様なニーズへの対応を図り、子どもを安心して産み育てることができる社会を目指します。

また、高齢社会において、介護についてもその担い手の中心となっているのは女性であるのが現状です。男性の介護への参画を促進し、高齢者ができる限り寝たきりや認知症にならず、自立した生活を送ることができるよう、介護予防にも力を注ぎます。

さらには、近年の社会経済情勢の変化の中で、貧困など生活上の困難が幅広い層に広がっています。高齢単身世帯やひとり親世帯の増加、また障害があることや外国籍であること、加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。男女共同参画の視点に立って、さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して暮らせるための取組みを進めます。

重点施策	(1)	男女がともに子育てや介護を担えるような支援を充実します
-------------	-----	------------------------------------

担当部局	全部局
-------------	-----

施策の方向性

①	子育て・介護サービスを充実します
---	-------------------------

子育て中の家庭の多様なニーズに対応するために障害児保育や病後児保育、延長保育、一時預かりなどのサービスの利用促進に努めます。また、要介護者やその家族を支援するサービスの提供ができる体制を整備します。

②	家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します
---	----------------------------------

子育て・介護を男女がともに協力して支えることができるよう意識啓発を推進します。市においても男性が率先して子育て・介護を担うことができる職場環境づくりを推進します。

③	地域における子育て・介護を支援します
---	---------------------------

子育てや介護を支え合う活動への市民参画を促します。個々に適した子育てを学び、自信をもって楽しく子育てができるよう、地域に交流・相談のできる拠点を整備し、地域の子育てグループの育成・支援やネットワークづくりを進めます。また、地域での自主的な介護予防活動を支援するとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、家族を含めた支援体制を整備します。さらには、国際化に伴い、外国人家庭に配慮した相談支援やひとり親家庭の自立支援など、多様な世帯の支援の充実に努めます。

重点施策	(2)	様々な困難な状況を抱える市民のセーフティネットとしての総合的な支援の充実に努めます
-------------	-----	---

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	各種相談窓口の連携を強化し、相談者にとってのワンストップ化をめざします
---	-------------------------------------

社会経済情勢の変化の中で、貧困など生活上の困難が幅広い層に広がっており、複合的な課題を抱える市民が増加しています。深刻化すれば、配偶者からの暴力（DV）や児童虐待、高齢者虐待に繋がることも懸念され、特に子どもに、より深刻な影響を及ぼします。次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各種相談窓口が連携し、世帯としてのアプローチが必要です。

人権、就労支援、進路支援をはじめとする各種相談事業が機能を充実させ、連携を図ることで、地域住民に身近な総合相談窓口としての役割を果たすとともに、各種支援情報の提供にも努めます。

②	若い世代が将来地域を支える力となれるよう、支援します
---	----------------------------

核家族化が進行し、地域との関わり合いが希薄していく中で、困難な状況を抱える若い世代が地域社会から孤立し、支援の枠から外れている状況もうかがえます。このような若い世代を支援するためにも、男女共同参画の視点から、積極的に地域社会に関わってもらえるよう、情報提供に努めます。

③	地域社会における福祉の充実に努めます
---	--------------------

地域住民や地域組織の協力を得ながら、小地域ネットワーク活動の「ふれあいいいきサロン」や「地域参加型機能訓練」などの積極的な推進や、地域社会に参加できる場の提供などの充実に努めます。高齢者向けの市民講座等を活用し、特に男性の人材育成に視点を向け、育成した人材が活躍できる機会（場所）の提供に努め、高齢者自身の生活のスキルアップを図ります。また、障害のある方が住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができるよう自立支援事業の充実に努めます。

基本的方向	Ⅲ	女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶
--------------	---	-------------------------

基本課題	1	生涯を通じた女性の健康支援
-------------	---	---------------

男女がお互いの身体的特徴を十分理解し、お互いを尊重することが重要です。

しかし、女性はその体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このため、女性は自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康管理できるようにしていく必要があります。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどです。このことについての情報提供が必要です。

生涯を通じた健康の保持・増進を図り、妊娠・出産などの母性機能に対する社会の正しい理解と認識の確立を目指します。

重点施策	(1)	性と生殖に関する健康と権利の尊重について啓発します
-------------	-----	---------------------------

担当部局	市長公室・保健福祉部・教育総務部・次世代育成部
------	-------------------------

施策の方向性

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ① | 母子保健を充実します |
| 定期健診・健康育児相談等母子保健事業を充実し、市民に身近な保健サービスを推進します。 | |
| ② | いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育を充実します |
| 若年層を対象に虐待防止の視点から、性の大切さ、命の尊さ、親としての子育ての義務等を認識できるような機会を提供し、生きる力につながる性情報を学ぶ機会の充実を図ります。 | |
| ③ | 性と生殖に関する健康と権利の尊重について情報提供を行います |
| H I V／エイズや性感染症対策の推進を図るとともに、情報が氾濫する現代社会の中で、若い世代が性と生殖に関する健康と権利について正しい知識を得ることができるよう学習機会と情報の提供に努めます。 | |

重点施策	(2)	心身の健康保持及び相談窓口の整備を行います
-------------	-----	-----------------------

担当部局	市長公室・保健福祉部・次世代育成部
------	-------------------

施策の方向性

①	健康に関する相談窓口を充実します
---	-------------------------

不妊・避妊・性感染症、性に関する相談窓口の明確化を図るとともに、女性専用外来などの相談・診療機関についての情報提供を行います。心とからだに関する相談窓口の連携強化と様々な問題を解決に導くことができるよう支援します。

②	ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します
---	----------------------------------

思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期に応じた健康支援策に取り組みます。気分障害や認知症、生活習慣病など、心とからだの健康問題についての教育や情報提供の機会をつくります。また、市民健康教室の開催、各種健康診査や事後指導の充実を推進します。

③	薬物などによる健康被害の防止に努めます
---	----------------------------

薬物の使用の外、アルコール依存症やたばこの害、HIV感染などの健康被害を未然に防止する教育・啓発に努めます。

基本的方向	Ⅲ	女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶
--------------	---	-------------------------

基本課題	2	女性に対するあらゆる暴力の根絶
-------------	---	-----------------

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など様々な形態で存在し、家庭や地域、職場、学校等あらゆる状況下で起こっています。これらの暴力は、女性に恐怖と不安を与え活動を束縛し自信を失わせ女性をさらに従属的な状況に追い込むものです。女性に対する暴力は潜在化しており、社会の理解も不十分で個人の問題とされがちですが、多くの人々に関わる社会的・構造的な問題としてとらえる必要があります。

あらゆる暴力は決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するとともに、その防止に向けて取り組み、相談の充実を図ります。

重点施策	(1)	暴力防止に向けた教育・啓発を推進します
-------------	-----	---------------------

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います
---	-----------------------------

DVや性暴力被害など女性に対するあらゆる暴力防止に関する学習・啓発を行います。特に恋人間の暴力（デートDV）を防ぐため、若年層を対象とした啓発を市内の教育機関と連携し、取り組みます。人権相談担当者、窓口職場、各種施設、保健・医療機関等の職員及びスタッフへの研修の機会の充実を図ります。

②	各関係機関との連携による啓発を促進します
---	----------------------

各関係機関において、日頃の連携を強化するとともに形骸化しないための機能的な体制づくりを図り、暴力を予防・防止するためにより効果的な啓発に努めます。

③	メディアにおける女性の人権を尊重します
---	---------------------

メディアで扱われるような固定的な性役割に基づく表現や性の商品化等女性を性的な対象としてのみ扱う表現、女性に対する暴力を肯定するような表現等について、メディアの内容を情報の受け手側が主体的に選択し、読み解き、活用し、発信できる力をつけられるよう啓発・学習機会の充実を図ります。市の刊行物等の作成においてはジェンダーの視点に立った表現などのガイドラインを活用します。

重点施策	(2)	配偶者等からの暴力に対する支援体制の充実に努めます
-------------	-----	---------------------------

担当部局	市長公室・生活環境部・保健福祉部・次世代育成部
------	-------------------------

施策の方向性

①	安心して相談できる体制を充実します
---	-------------------

被害者の相談、保護、自立等の支援について関係機関との綿密な連携を図りながら被害者支援を実施するため、DVセンター機能の充実に努めます。

②	大阪府等他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します
---	-------------------------------

緊急時には大阪府女性相談センターや子ども家庭センター、警察等他機関と連携し、安全な対応ができるような体制を作ります。

③	被害者の自立支援の充実に努めます
---	------------------

相談事業や庁内における社会資源の提供など、庁内機関が連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援策を実施します。

④	児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します
---	-------------------------------

DVの環境下に置かれている子どもは児童虐待に当たるとの認識のもと通告を行うなど関係各課の連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。誘拐や性的な暴力から子どもを守るため、地域との連携強化を図り、地域での見守り等、子どもへの暴力防止に向けた地域全体での取組みを推進します。高齢者女性の被害が増加する傾向にあることから、地域包括支援センターとの連携を強化します。

重点施策	(3)	性暴力被害者の支援をします
-------------	-----	---------------

担当部局	市長公室・生活環境部
------	------------

施策の方向性

①	性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います
---	--------------------------

被害者の心情に配慮し、大阪府並びに被害者支援に取り組むNPO等の相談窓口の情報提供を行います。

参 考 资 料

エンパワーメント

自らの意識を高め能力を引き出し、政治的、経済的、社会的及び文化的な力を持った存在となること。

NPO

「Non-Profit Organization」あるいは「Not-For-Profit Organization」（非営利組織）の略で、企業「Profit Organization」と対比される用語。営利を目的とせず、社会的な使命を持った民間の組織のことで、「民間非営利団体」と呼ばれる場合もある。国際協力・災害・環境・文化・福祉・男女共同参画などの幅広い分野で市民の自発性に基づくボランティアグループや市民活動団体といった組織を指すことが一般的であり、法人格を持つ組織と持たない組織がある。

キャリアアップ

高い資格・能力を身につけること。経歴を高めること。

ジェンダー（社会的性別）

人間は、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

また、「ジェンダーの視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点である。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいう。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人子どもを産むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産や避妊・中絶、性感染症の予防、人権に配慮した治療などを始めとして、思春期・出産期・更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

職場において継続的に、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。

セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済政策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種である。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、「夫（妻）や恋人などの親密な関係にある、又はあった男性から女性（女性から男性）に対して振るわれる暴力」のことをいう。家庭内の出来事で被害が潜在することが多い。身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的、社会的なものまで含まれる。また、結婚していない（交際中の）男女間の、特に10代、20代の恋人間において振るわれる暴力についてデートDVという。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行動。

ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

ライフステージ

人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、それぞれの段階。

ワーク・ライフ・バランス

1980年代から米国ではじまった、仕事と私生活のバランスを取ろうという考え方で、古くは社会進出した女性が家庭とのバランスを取りやすくするとの考え方があったが、1990年代後半からは、企業において男女を問わず優秀な人材の確保と定着、生産性の向上等を目的として導入され、育児・介護への援助制度をはじめ、柔軟で多様な就業形態や労働時間に取り組まれている。

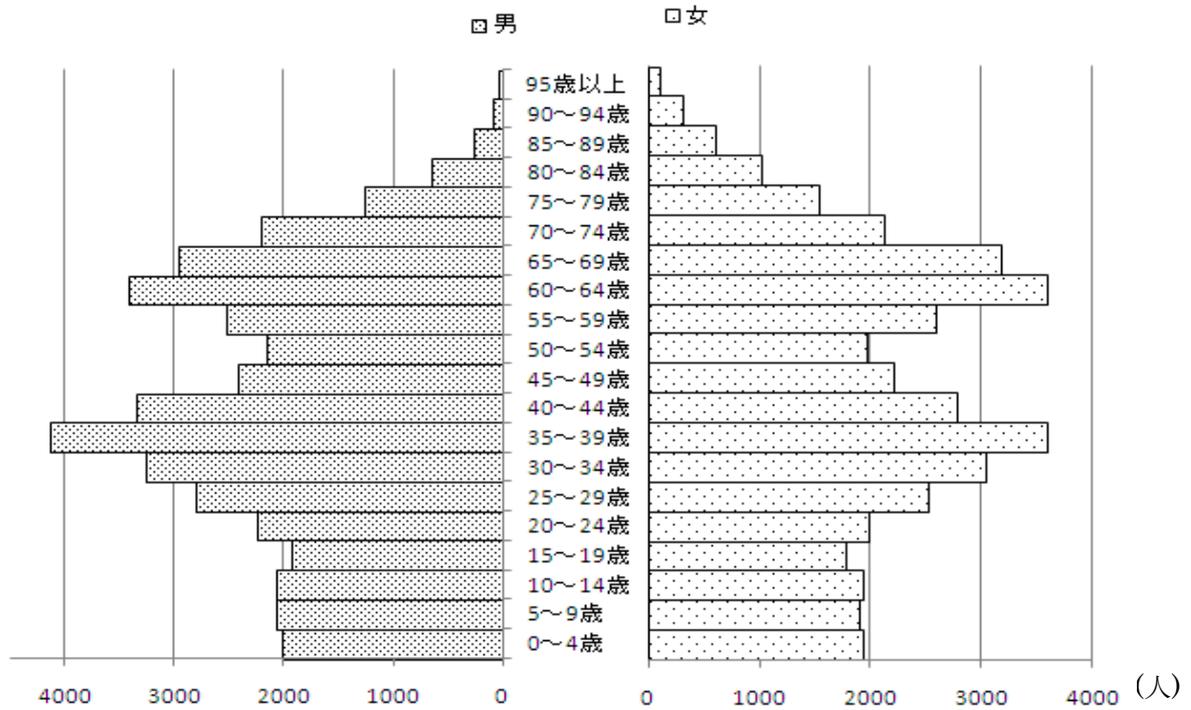
ワンストップ

各種行政手続きにかかる負担の軽減、利便性の向上を図ることを目的として、手続きを一箇所又は一回で行えるよう提供すること。

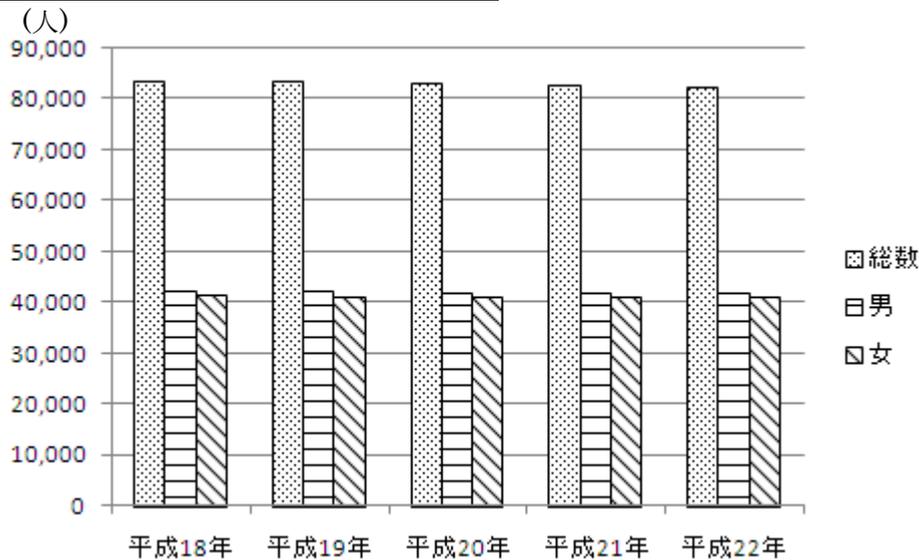
摂津市の現状

【統計資料】

人口ピラミッド（平成22年10月1日時点）



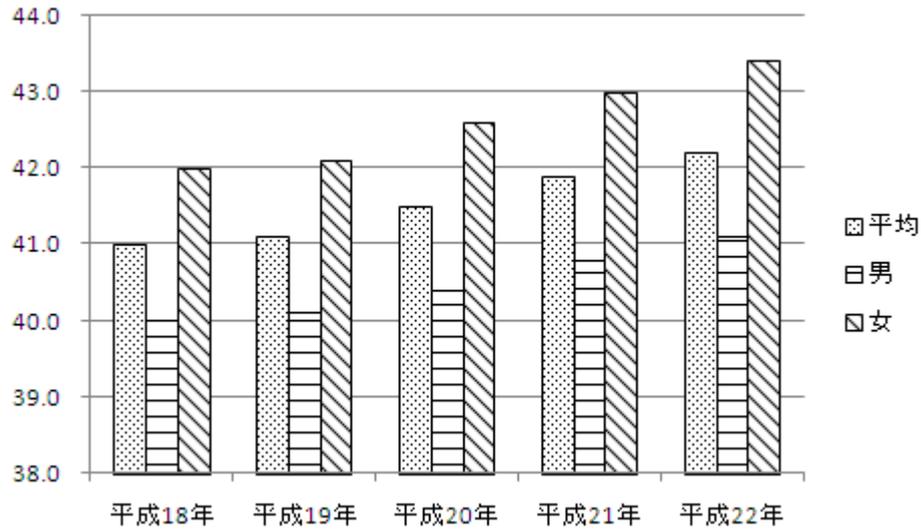
人口の推移（各年10月1日時点）



	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
総数	83,673	83,318	82,965	82,823	82,496
男	42,390	42,158	41,944	41,835	41,640
女	41,283	41,160	41,021	40,988	40,856

平均年齢（各年10月1日時点）

（歳）

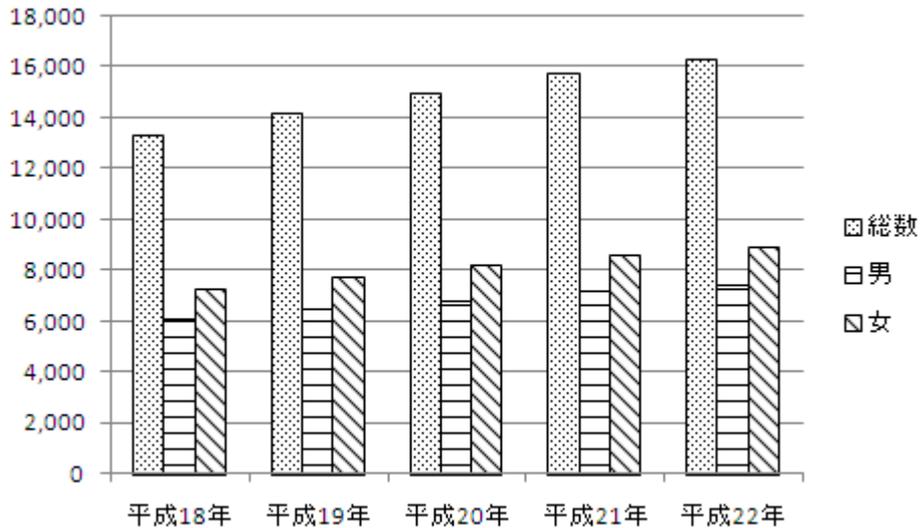


	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
平均	41.0	41.1	41.5	41.9	42.2
男	40.0	40.1	40.4	40.8	41.1
女	42.0	42.1	42.6	43.0	43.4

（歳）

高齢者人口総数（各年10月1日時点）

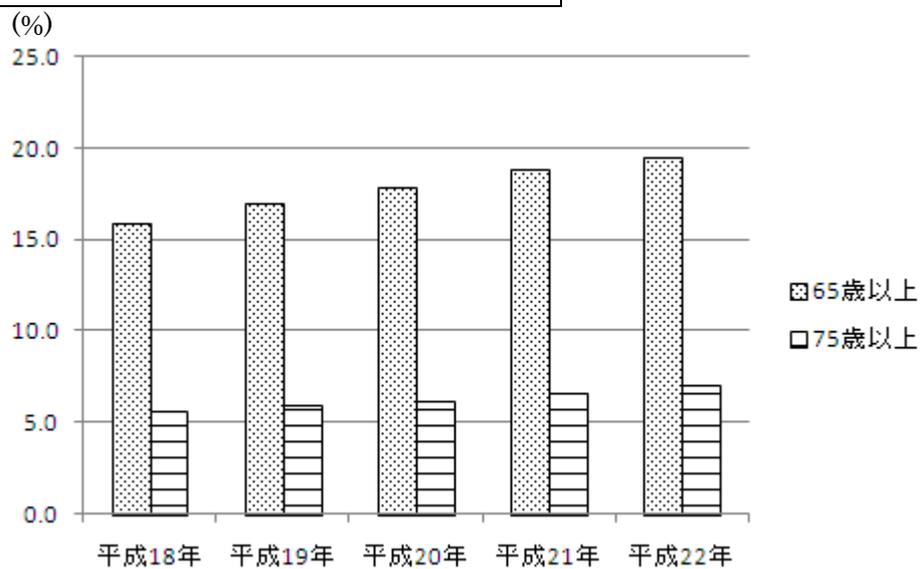
（人）



	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
総数	13,312	14,159	14,963	15,788	16,340
男	6,078	6,444	6,785	7,184	7,410
女	7,234	7,715	8,178	8,604	8,930

（人）

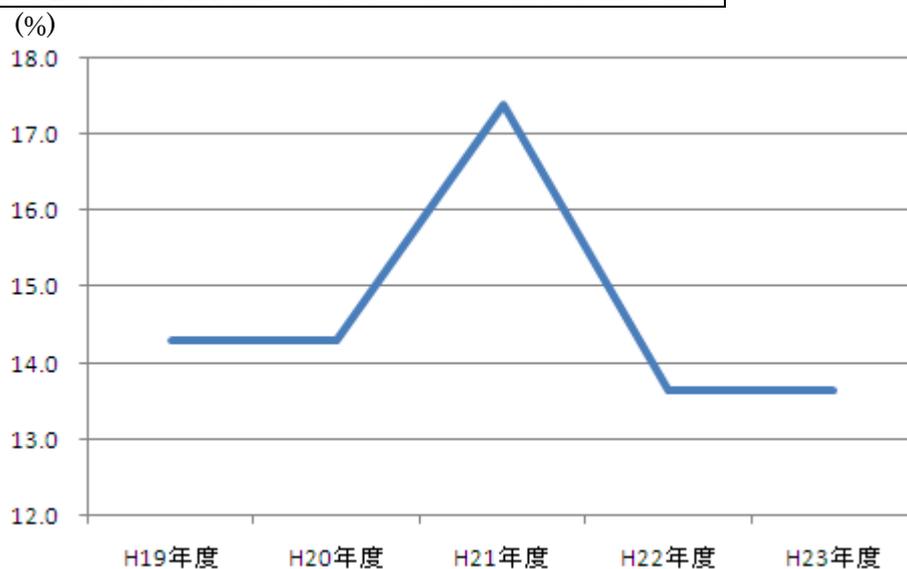
高齢者人口比率（各年10月1日時点）



	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
65歳以上	15.9	17.0	17.8	18.8	19.5
75歳以上	5.6	5.9	6.2	6.6	7.0

(%)

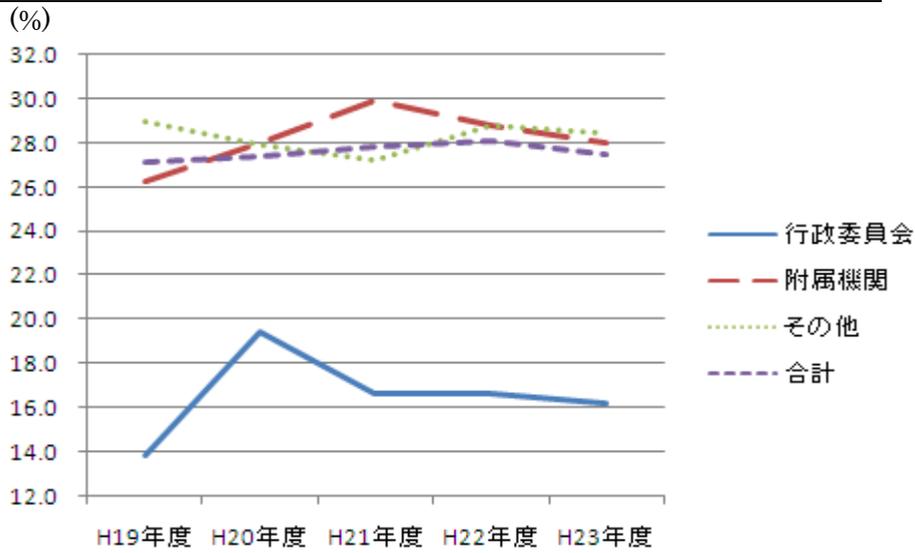
市議会における女性議員割合（各年4月1日時点）



	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
市議会	14.3	14.3	17.4	13.6	13.6

(%)

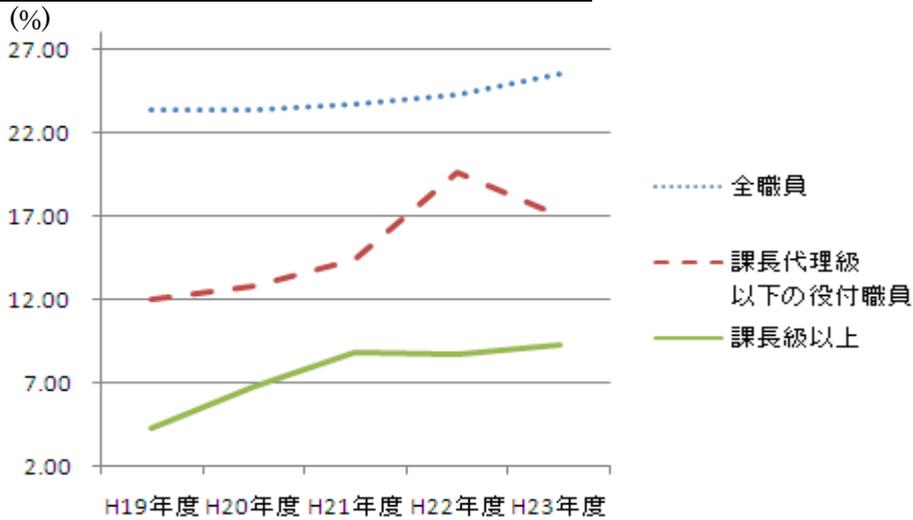
委員会・審議会等における女性委員割合（各年4月1日時点）



	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
行政委員会	13.9	19.4	16.7	16.7	16.2
附属機関	26.2	28.0	30.0	28.8	28.0
その他	29.0	27.9	27.2	28.8	28.4
合計	27.1	27.5	27.8	28.1	27.5

(%)

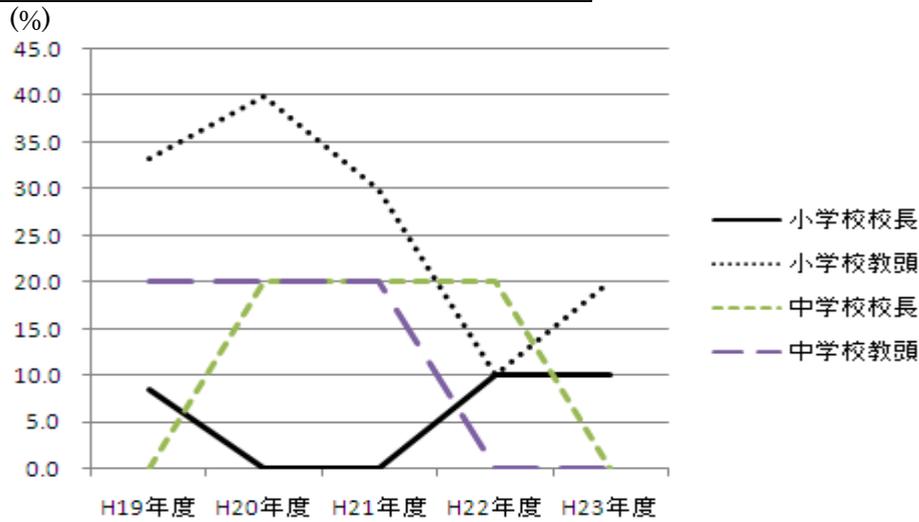
女性職員の登用割合（各年4月1日時点）



	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
全職員	23.4	23.4	23.7	24.4	25.6
課長代理級以下の役付職員	12.1	12.9	14.4	19.6	17.0
課長級以上	4.3	6.8	8.9	8.8	9.3

(%)

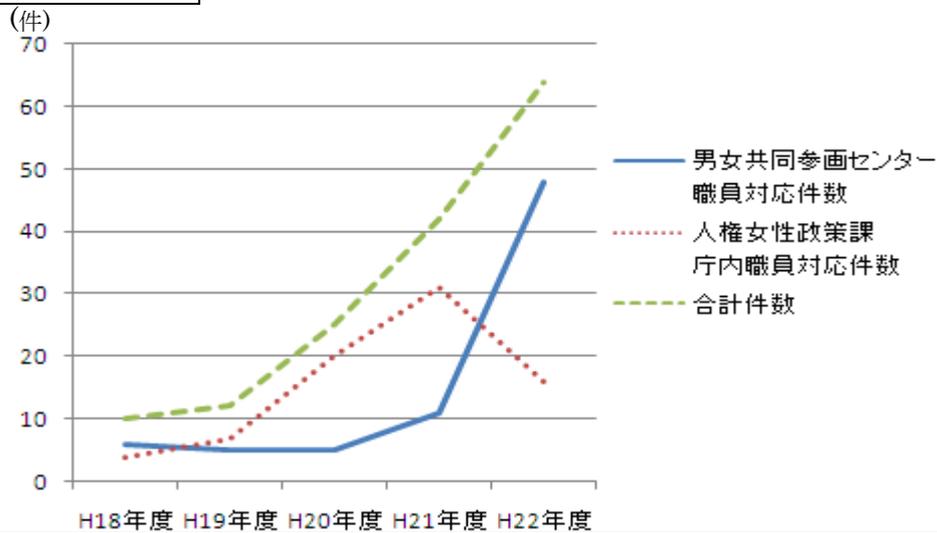
女性職員の登用割合（各年4月1日時点）



	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
小学校校長	8.3	0	0	10.0	10.0
小学校教頭	33.3	40.0	30.0	10.0	20.0
中学校校長	0	20.0	20.0	20.0	0
中学校教頭	20.0	20.0	20.0	0	0

(%)

DVの相談件数



	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
男女共同参画センター職員対応件数	6	5	5	11	48
人権女性政策課庁内職員対応件数	4	7	20	31	16
合計件数	10	12	25	42	64

※H22年度
女性相談員設置

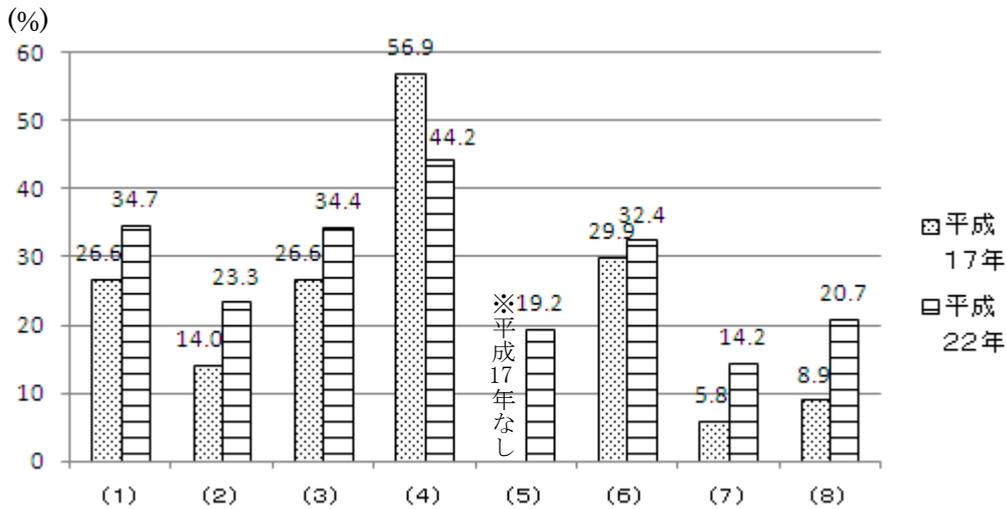
(件)

【意識調査】

ここでの資料は「男女平等に関する市民意識調査—報告書—」の抜粋です。「男女平等に関する市民意識調査—報告書—」は市役所情報コーナー・市立公民館・図書館・図書センター・男女共同参画センターで閲覧可能、市HPからもダウンロード可能ですので、詳しくはそちらをご参照ください。

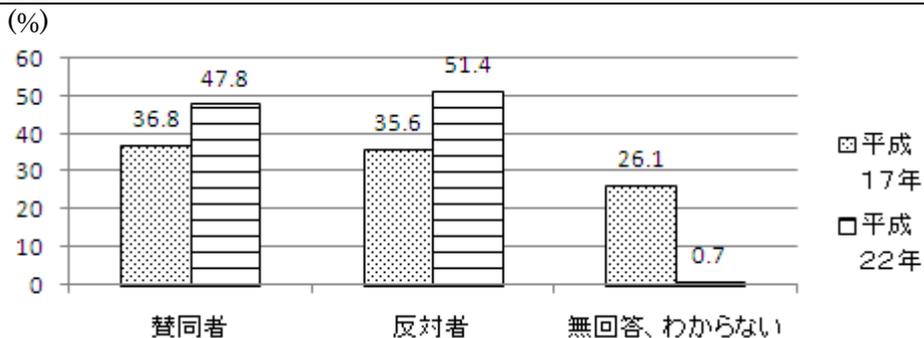
男女の平等意識（平成23年5月時点）

男女の地位について平等と回答した者の割合

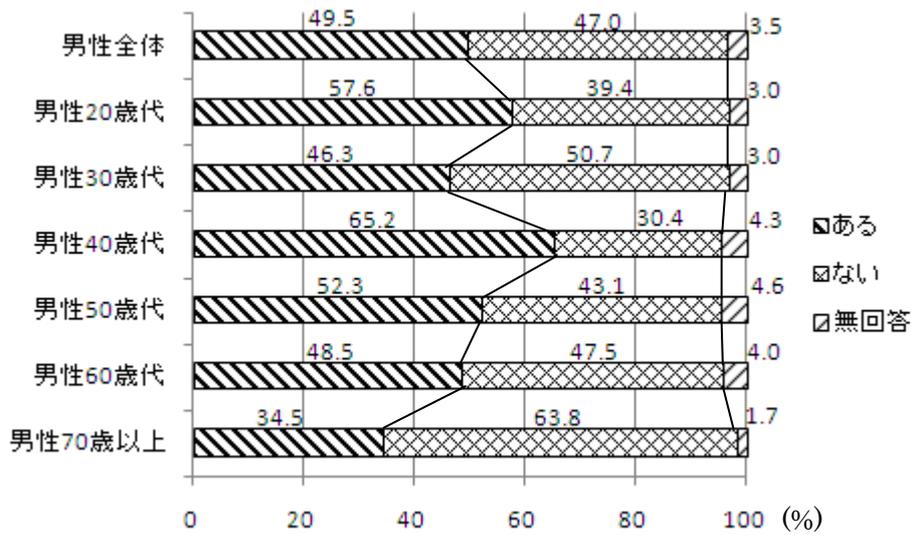


(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
家庭生活の場で	職場の中で	地域活動の場で	学校教育の場で	政治の場で	法律や制度の場で	社会通念、慣習、しきたりなど	全体として

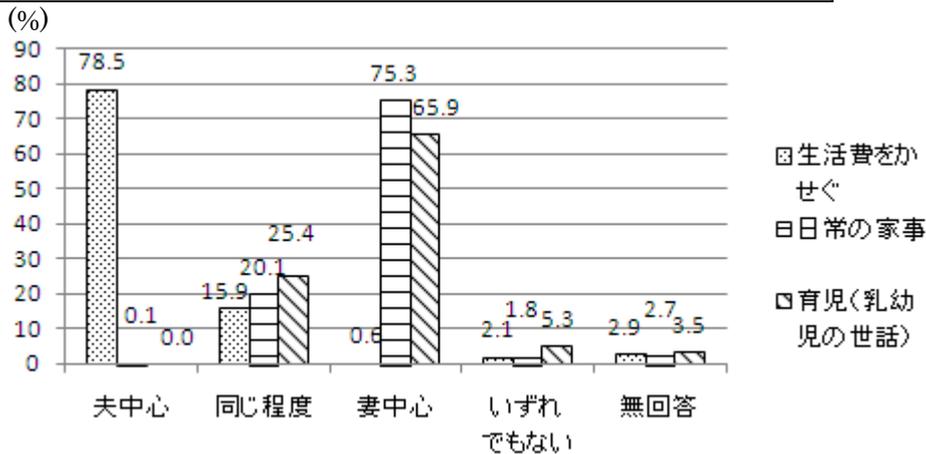
「男は仕事、女は家庭」という考え方について（平成23年5月時点）



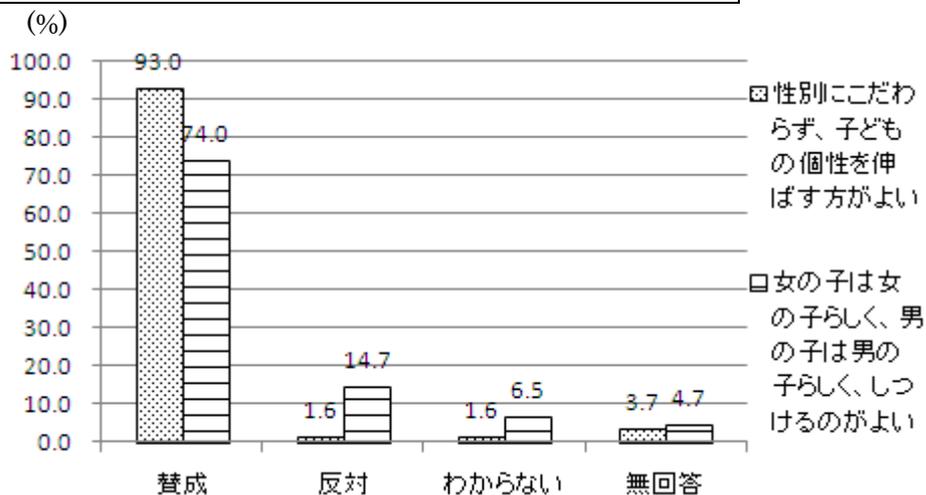
「男はしんどい、つらい」と感じたこと（平成23年5月時点）



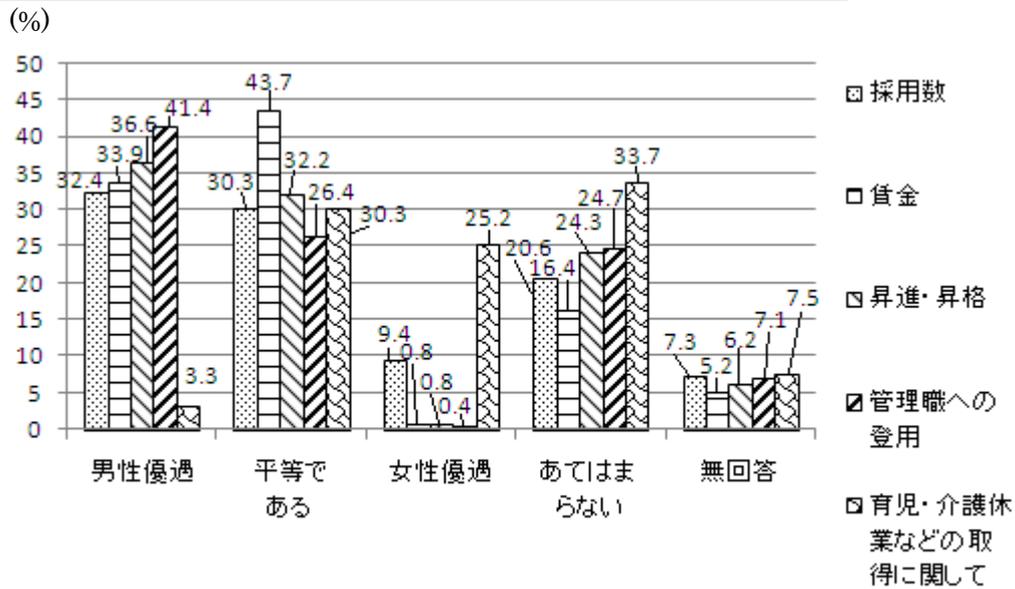
家庭における夫と妻の役割について（平成23年5月時点）



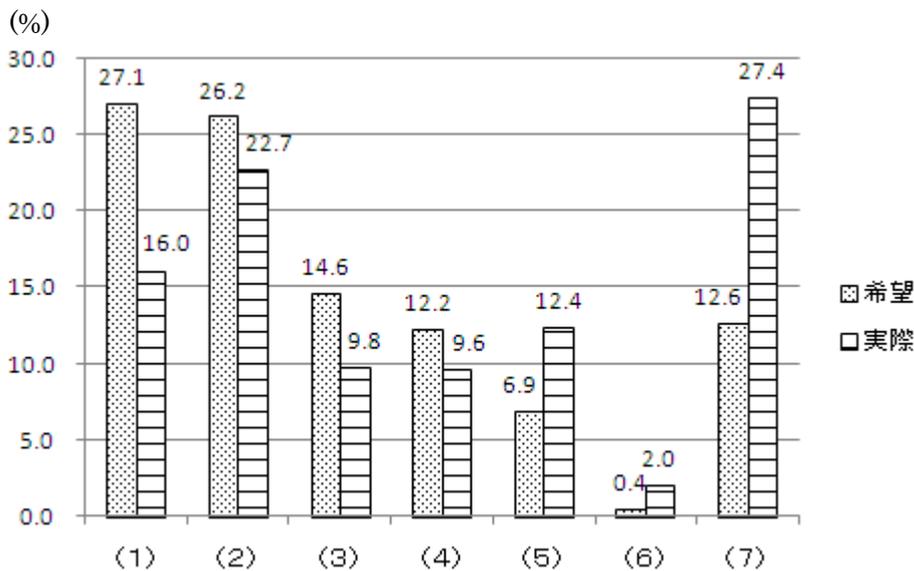
子どもの教育方針について（平成23年5月時点）



職場における男女平等意識について（平成23年5月時点）

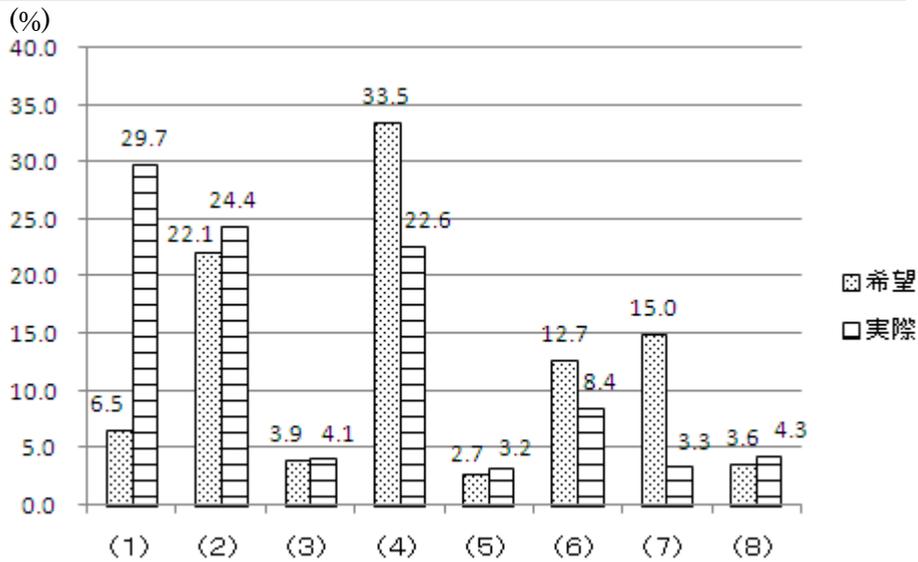


女性が職業を持つことについて（平成23年5月時点）



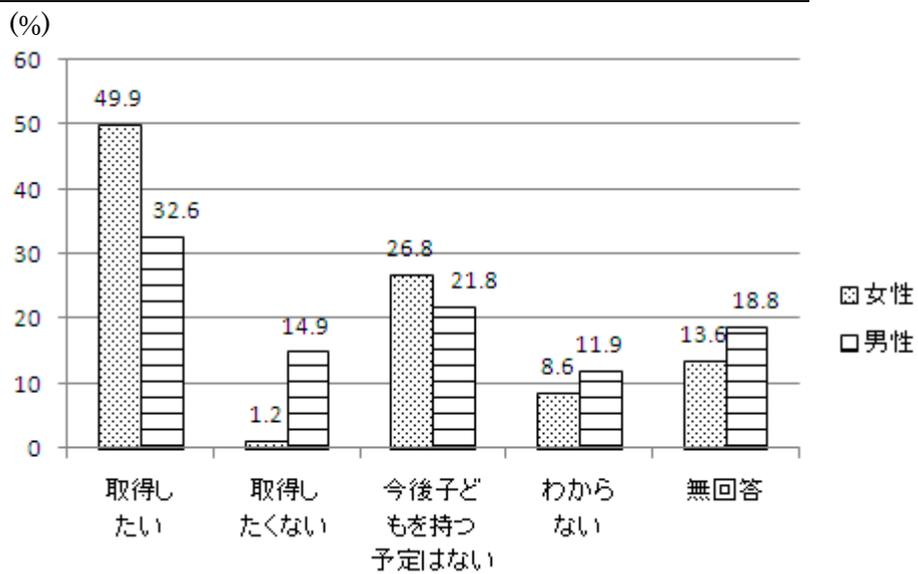
(1)	結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
(2)	子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
(3)	子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたなら家事や子育てに専念する
(4)	子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
(5)	結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念する
(6)	仕事には就かない
(7)	その他・わからない・無回答

優先したい／している暮らし方について（平成23年5月時点）

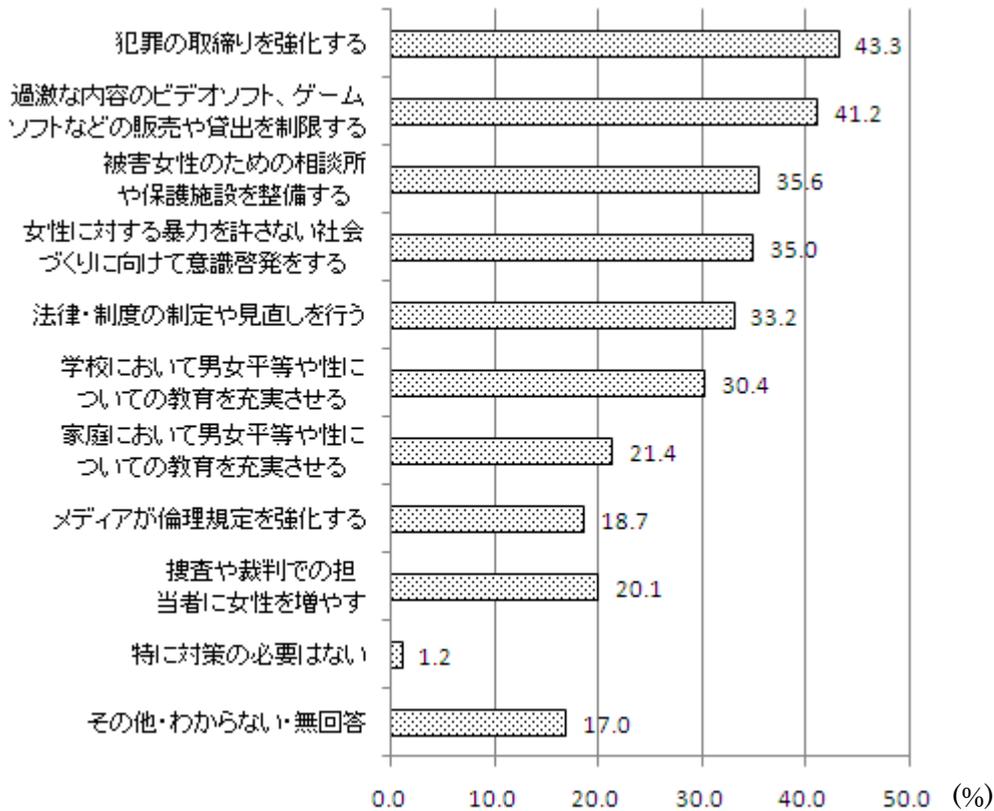


(1)	「仕事」
(2)	「家庭」
(3)	「地域活動・個人の生活」
(4)	「仕事」・「家庭」
(5)	「仕事」・「地域活動・個人の生活」
(6)	「家庭」・「地域活動・個人の生活」
(7)	「仕事」・「家庭」・「地域活動・個人の生活」
(8)	無回答

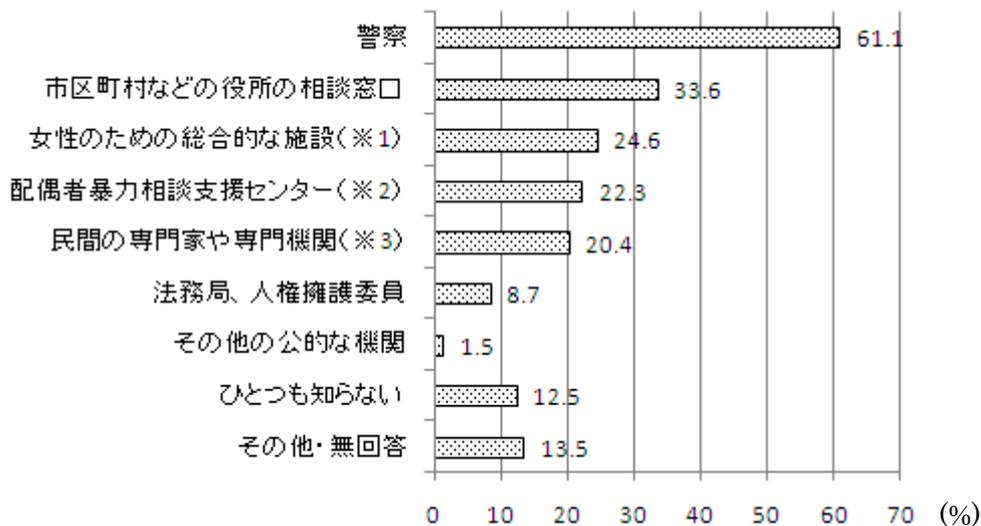
今後の育児休業取得希望について（平成23年5月時点）



女性への暴力をなくすために必要なことについて（平成23年5月時点）



DVについての相談窓口の認知度について（平成23年5月時点）

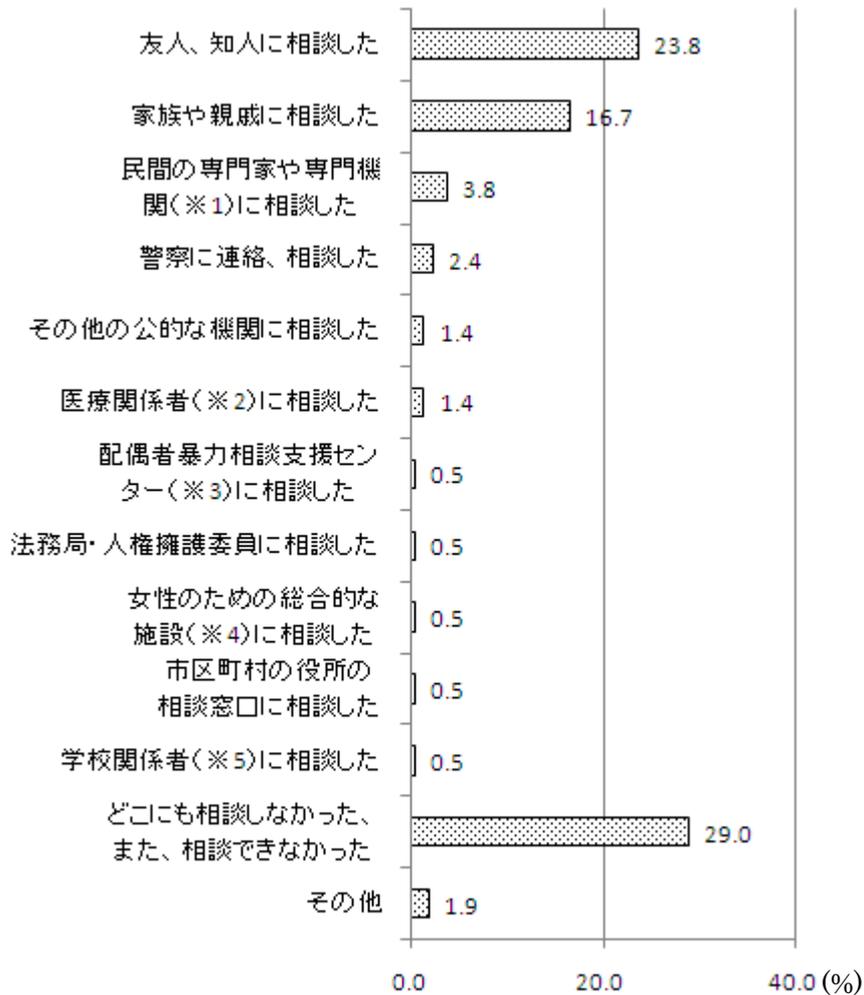


※1 男女共同参画センター、女性センターなど

※2 女性相談センター、子ども家庭センターなど

※3 弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど

DVの経験を相談する相手方について（平成23年5月時点）



※1 弁護士・弁護士会、カウンセラ

ー・カウンセリング機関、民間シェルターなど

※2 医師、看護師など

※3 女性相談センター、子ども家庭センターなど

※4 男女共同参画センター、女性センターなど

※5 教員、スクールカウンセラーなど

国際婦人年以降の国内外の動き

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) に おいて「世界行動計画」 を採択 第 3 0 回国連総会にお いて 1976 年から 1985 年の 1 0 年間を「国連 婦人の 1 0 年—平等・ 発展・平和」と決定	婦人問題企画推進本部 設置		
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定		
1979 年 (昭和 54 年)	第 3 4 回国連総会にお いて「女子差別撤廃条 約」採択			
1980 年 (昭和 55 年)	国連婦人の 1 0 年中間 年世界会議 (第 2 回女 性会議) 開催 (コペン ハーゲン)			労働基準法改定に反対 し、国連の「女子差別 撤廃条約」の早期批准 を求める要望決議 (摂津市議会)
1981 年 (昭和 56 年)	「女子差別撤廃条約」 発効	「国内行動計画後期重 点目標」策定	「女性の自立と参加を 進める大阪府行動計 画」策定	
1983 年 (昭和 58 年)				「婦人の地位向上に関 する摂津市施策要綱」 策定
1984 年 (昭和 59 年)	「国連婦人の 1 0 年」 の成果を検討し評価す るためのエスキュー 地域政府間準備会議開 催 (東京)	「国籍法」及び「戸籍 法」の改正【S60.1 施行】		
1985 年 (昭和 60 年)	国連婦人の 1 0 年世界 会議 (第 3 回世界会議) (ナイロビ) において 「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦 略」採択	「男女雇用機会均等 法」成立【S61.4 施行】 「女子差別撤廃条約」 批准		摂津市女性政策推進本 部設置 摂津市女性政策推進協 議会設置
1986 年 (昭和 61 年)			「2 1 世紀をめざす大 阪府女性プラン」(第 2 期行動計画) 策定	
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画」策 定		「男性・女性の共同参 加社会をめざすせつ 女性プラン」策定

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
1990 年 (平成 2 年)	国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択			
1991 年 (平成 3 年)		「育児休業法」の成立【H4.4 施行】	「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定	
1992 年 (平成 4 年)				摂津市女性政策推進懇話会設置
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議開催（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立【H7.10 施行、一部 11.4 施行】		「男性・女性の共同参画社会をめざすせつつ女性プラン（第一次改定）」策定 摂津市女性政策推進市民懇話会設置
1996 年 (平成 8 年)		「男女共同参画 2000 年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 1 2 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画—」策定		
1997 年 (平成 9 年)		「男女雇用機会均等法」の改正【H11.4 全面施行】 「労働基準法」の改正【H11.4 施行】 「育児・介護休業法」の改正【H11.4 施行】	「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画（改定）～新女と男のジャンプ・プラン」策定	
1998 年 (平成 10 年)				「摂津市立女性センター」オープン
1999 年 (平成 11 年)		「男女共同参画社会基本法」成立【H11.6 施行】		
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）において「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択	「男女共同参画基本計画」策定		

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2001年 (平成13年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 【H13.10 施行、一部H14.4 施行】	「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）」策定	
2002年 (平成14年)			「大阪府男女共同参画推進条例」公布【H14.4 施行】 「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始	「摂津市男女共同参画計画（せつつ女性プラン）」策定
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」成立、施行 「少子化社会対策基本法」成立【H15.9 施行】		「摂津市ドメスティック・バイオレンス（DV）防止ネットワーク会議」設置
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【H16.12 施行】 「育児・介護休業法」の改正【H17.4 施行】 「児童福祉法」の改正、施行		
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「摂津市立女性センター」を「摂津市立男女共同参画センター」に名称変更
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」の改正	「男女共同参画計画改訂版（改訂おおさか男女共同参画プラン）」策定	
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置	「摂津市男女共同参画計画（せつつ女性プラン）」（第2期）策定

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2008 年 (平成 20 年)		「女性の参画加速プログラム」決定 「児童福祉法・次世代育成支援対策推進法」改正【H21.4 施行】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 「DV 全国会議」開催	「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設	「審議会等への女性委員の登用指針」策定
2009 年 (平成 21 年)	第3回東アジア男女共同参画大臣会合の開催(ソウル) 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審査, 勧告	男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 「育児・介護休業法」改正【平 22.6 施行】	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	男女共同参画の視点で考える表現ハンドブック「それってどうなの」作成
2010 年 (平成 22 年)	国連「北京+15」世界閣僚級会合(第54回国際婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク)	男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 「第3次男女共同参画基本計画」策定		摂津市立男女共同参画センター移転
2011 年 (平成 23 年)			「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 「おおさか男女共同参画プラン」策定	

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

（女子差別撤廃条約）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献する

ことを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部（一般規定）

（定義）

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

（締約国の義務）

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（a）男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（b）女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

（c）女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（d）女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

（e）個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（f）女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）

をとること。

（g）女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

（保障措置）

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

（差別とならない特別措置）

第4条 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

（役割に基づく偏見等の撤廃）

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（a）両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

（b）家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

(売買、売春からの搾取の禁止)

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部(政治的、公的活動における差別の撤廃)

(政治的、公的活動における平等)

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

(国際的活動への参加の平等)

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

(国籍に関する権利の平等)

第9条 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して

男子と平等の権利を与える。

第3部(経済的、社会的活動における差別の撤廃)

(教育における差別の撤廃)

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

(雇用における差別の撤廃)

第11条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇

を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

(保健における差別の撤廃)

第12条 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

(その他の差別の撤廃)

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

(農村女子に対する差別の撤廃)

第14条 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部(法の前平等と差別の撤廃)

(法律の前平等)

第15条 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所におけるすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

(婚姻、家族関係における差別の撤廃)

第16条 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合には

- その制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部（女子に対する差別の撤廃に関する委員会）

（女子差別撤廃委員会の設置）

- 第17条 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長

は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

（締約国の報国義務）

- 第18条 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会

による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

(手続規則、役員任期)

- 第19条 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

(会合)

- 第20条 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

(報告、提案、勧告)

- 第21条 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

(専門機関との関係)

- 第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部 (最終規定)

(国内法、他の国際条約との関係)

- 第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

(条約上の権利の完全な実現)

- 第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

(署名、批准、加入、寄託)

- 第25条 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

(改正)

- 第26条 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

(効力発生)

- 第27条 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

(保留)

第28条 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

(紛争の解決)

第29条 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

(正文)

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連 合事務総長に寄託する。

以上を証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関

する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28

条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けない

こと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社

会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定

めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的

取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章以下省略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（平成13年法律第31号）

最終改正平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び基本計画(第2条の

2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3

条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている

国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは

相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者から

の暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者

の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章以下省略

摂津市女性政策推進本部設置要綱

昭和60年8月20日

訓令第21号

(設置)

第1条 本市における女性に関する施策を総合的に企画調整し推進するため、摂津市女性政策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 摂津市の女性政策関係施策の推進のための計画（以下「計画」という。）及び実施に関すること。
- (2) 計画の策定および実施における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、部長級の者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長のなかからあらかじめ本部長が指名する者がその職を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ関係職員に対し、資料の提出等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第1に掲げる課の課長もしくは、課長級の者をもって充てる。
- 3 幹事会は、女性政策の実務的事項を協議する。
- 4 幹事会は、部会を設けることができる。

(研究会)

第7条 女性に関する政策について調査研究させるため、推進本部に研究会を置く。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市長公室人権女性政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等について必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令達の日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

政策推進課	人事課	人権女性政策課	総務課
防災管財課	財政課	自治振興課	産業振興課
環境政策課	保健福祉課	高齢介護課	障害福祉課
子育て支援課	教育政策課	こども教育課	生涯学習課
消防本部総務課	水道部総務課		

摂津市女性政策推進市民懇話会設置要綱

平成7年5月31日

訓令第18号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、市が取り組むべき諸課題とその解決策について幅広く意見を求め、市民と行政が連携して摂津市男女共同参画計画を推進するため、摂津市女性政策推進市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 懇話会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 女性問題について、調査研究し、協議すること。
- (2) その他、懇話会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者が推薦する者
- (3) 応募した市民
- (4) その他、市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要と認めたときは、会議の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会長は、必要に応じ、懇話会に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市長公室人権女性政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令達の日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～

平成24年4月

発行 摂津市市長公室人権女性政策課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111・072-638-0007

FAX 06-6319-5970